

壮瞥町告示第35号

平成29年壮瞥町議会第1回臨時会を、次のとおり招集する。

平成29年5月1日

壮瞥町長 佐藤 秀敏

記

1 期 日 平成29年5月10日

2 場 所 壮瞥町役場 大会議室

3 付議事件

- (1) 固定資産評価員の選任について
- (2) 専決処分の承認を求めることについて
- (3) 専決処分の承認を求めることについて
- (4) 専決処分の承認を求めることについて
- (5) 専決処分の承認を求めることについて
- (6) 専決処分の承認を求めることについて
- (7) 専決処分の承認を求めることについて
- (8) 専決処分の承認を求めることについて
- (9) 専決処分の承認を求めることについて
- (10) 専決処分の承認を求めることについて
- (11) 工事請負契約について
- (12) 平成29年度壮瞥町一般会計補正予算（第3号）について

○応招議員（9名）

1 番 佐 藤 忖 君
3 番 毛 利 爾 君
5 番 真 鍋 盛 男 君
7 番 高 井 一 英 君
9 番 松 本 勉 君

2 番 菊 地 敏 法 君
4 番 森 太 郎 君
6 番 加 藤 正 志 君
8 番 長 内 伸 一 君

○不応招議員（0名）

平成 29 年 壮瞥町議会 第 1 回臨時会 会議録

○議事日程（第 1 号）

平成 29 年 5 月 10 日（水曜日） 午前 10 時 00 分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 26 号ないし議案第 37 号

○出席議員（９名）

1 番	佐 藤	恣 君	2 番	菊 地	敏 法 君
3 番	毛 利	爾 君	4 番	森	太 郎 君
5 番	真 鍋	盛 男 君	6 番	加 藤	正 志 君
7 番	高 井	一 英 君	8 番	長 内	伸 一 君
9 番	松 本	勉 君			

○欠席議員（０名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した人

町	長	佐 藤 秀 敏 君
副 町	長	杉 村 治 男 君
教 育	長	田 鍋 敏 也 君

会計管理者

小 松 正 明 君

税務会計課長

総務課長（兼） 作 田 宏 明 君

総務課参事 庵 匡 君

総務課参事 上 名 正 樹 君

住民福祉課長 小 林 一 也 君

経済環境課長（兼） 阿 部 正 一 君

商工観光課長 齊 藤 英 俊 君

建設課長 工 藤 正 彦 君

選管書記長（兼） 作 田 宏 明 君

農委事務局長（兼） 阿 部 正 一 君

監委事務局長（兼） 齋 藤 誠 士 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼） 齋 藤 誠 士 君

◎開会の宣告

○議長（松本 勉君） ただいまから平成 29 年壮瞥町議会第 1 回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において

1 番 佐藤 忖君 2 番 菊地敏法君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（松本 勉君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日間と決しました。

◎議案第 26 号ないし議案第 37 号

○議長（松本 勉君） 日程第 3、議案第 26 号ないし議案第 37 号についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤秀敏君） 本日、平成 29 年第 1 回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には時節柄大変ご多用のところ皆様のご出席をいただき、まことにありがとうございます。

今臨時会に提出いたします議件は、議案第 26 号から議案第 37 号までの 12 件でありま

す。その内容についてご説明申し上げます。

議案第 26 号 固定資産評価員の選任についてであります。

固定資産評価員は、地方税法第 404 条第 1 項の規定により、町長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ町長が行う価格の決定を補助するために設置するもので、これまで評価員を務めていた税務財政課長の上名正樹氏が平成 29 年 4 月 1 日付の組織改編及び人事異動により総務課参事へ異動となったため、その後任として同日付で異動した税務会計課長の小松正明氏を選任いたしたく、地方税法第 404 条第 2 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、提案説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（松本 勉君） 副町長。

○副町長（杉村治男君） 引き続き、議案の説明をいたします。

議案第 27 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、壮警町税条例等の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分する。

平成 29 年 3 月 31 日が専決処分日であります。

壮警町税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成 29 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、壮警町税条例について改正が必要となったため、同日付で専決処分したものであります。

法律改正に伴う改正となりますが、改正条項は 2 条立てとなり、各種税目にわたりますので、主なものをご説明いたします。また、新旧対照表ということで第 1 条関係、第 2 条関係をお配りしておりますので、あわせてごらんいただければと思います。

所得割の課税標準については、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他事情を勘案し、市町村長が課税方式を決定できることを明確化すること。町民税の申告では、特定非営利活動促進法の改正に伴い、仮認定特定非営利活動法人を特例認定特定非営利活動法人に名称変更する規定を整備すること。法人町民税の申告等では、延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定を整備すること。個人の町民税では、控除対象配偶者の定義変更に伴う規定を整備すること。個人住民税における住宅ローン控除の適用期限を延長すること。肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例適用期限を 3 年間延長すること。固定資産税では、震災等により滅失した償却資産にかわる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例について規定すること。わがまち特例として、各種保育事業に使用する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準を家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業についてそれぞれ

れから課税標準となるべき価格の2分の1の額とすること。耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について新たに規定すること。軽自動車税では、軽自動車の取得者には環境性能割を、所有者には種別割を課税する仕組みに変わることに伴う規定の整備等を行うこと。グリーン化特例の特例期限を2年間延長すること。環境性能割の賦課徴収、減免、申告納付についての特例として、当分の間北海道が行う自動車税の例によるものとするなどであります。

16 ページの附則として、施行期日を平成 29 年 4 月 1 日としておりますが、記載のとおり条項によっては施行期日を別に定めております。また、それぞれ経過措置の規定を盛り込んでいる内容となっております。

次に、議案第 28 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分する。

専決処分は、平成 29 年 3 月 31 日であります。

壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が平成 29 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、壮瞥町国民健康保険税条例について改正が必要となったため、同日付で専決処分したものであります。

改正の内容は、減額措置に係る軽減判定所得の算定方式の変更となりますが、5 割軽減対象世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を 27 万円に引き上げること。また、2 割軽減対象世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を 49 万円に引き上げることです。

附則として、施行期日を平成 29 年 4 月 1 日としております。また、適用区分の条項を設けている内容となっております。

議案第 29 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 28 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 13 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額 43 億 4,431 万 9,000 円から歳入歳出それぞれ 8,499 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42 億 5,932 万 6,000 円と

する。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

専決処分は、平成29年3月31日となります。

事項別明細書、歳出から説明をします。34ページ、総務費、財政費、ふるさと応援基金費で3,558万8,000円の追加となります。2,729件のふるさと納税によるふるさと応援基金への積立金となります。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で980万2,000円の減額となります。国民健康保険特別会計繰出金の整理となりますが、長寿・健康増進事業特別対策補助金の増額による財源区分の変更となります。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費では、財源区分の変更となります。国庫補助金で地域再生戦略交付金で465万円の減額、集落活性化推進事業補助金で983万3,000円の追加、町債で保健センター屋根葺替・外壁塗装事業の実績による整理となります。

廃止鉱山鉱害防止費で987万8,000円の減額となり、実績による整理となります。

温泉管理費で6,331万5,000円の減額となります。地熱エネルギー維持管理経費では、電気料の実績による整理となります。地熱資源開発調査事業では、入札による執行残の整理となります。

清掃費、塵芥処理費で480万円の減額となり、広域連合負担金の実績による整理となります。

35ページ、農林水産業費、農業費、畜産業費で171万円の減額となり、畜産振興一般の草地畜産基盤整備事業負担金について基盤整備面積の減少による整理となります。

農林漁業振興基金費で330万4,000円の追加となり、町有林の間伐材積の増加と単価の上昇等による整理となります。

土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費で635万9,000円の減額となります。道路橋梁維持経費と除雪経費についてそれぞれ実績による整理となります。

道路新設改良費で640万円の減額となり、地質調査が不要となったことや国費要望額の減額配当に対応した用地購入としたことなどによる実績による整理となります。

教育費、教育総務費、教育委員会費で380万円の減額となります。事務局事業の校内コーディネーター人件費について道費加配となったことによる整理となります。

小学校費、教育振興費で90万円の減額となります。実績による整理となります。

36ページ、中学校費、学校管理費で120万円の減額となり、実績による整理となります。

高等学校費、高等学校総務費では、財源区分の変更となります。当初見込みより生徒数の減少に伴う授業料の減額による整理となります。

社会教育費、交流センター費では財源区分の変更となり、道補助金の学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金の増額に伴う整理となります。

公債費、利子で 449 万 2,000 円の減額となり、実績による整理となります。

給与費で 1,122 万 9,000 円の減額となり、こちらも実績による整理となります。

31 ページ、歳入では、町税、町民税、個人で 224 万 8,000 円の追加、法人で 1,147 万円の追加となります。いずれも実績による整理となります。

固定資産税で 15 万円の減額となり、実績による整理となります。

軽自動車税で 40 万 3,000 円の追加となり、実績による整理となります。

町たばこ税で 306 万 7,000 円の減額となり、実績による整理となります。

入湯税で 114 万 1,000 円の減額となり、こちらも実績による整理となります。

32 ページ、地方消費税交付金で 1,545 万 7,000 円の減額となり、実績による整理となります。

自動車取得税交付金で 161 万 9,000 円の追加となり、実績による整理となります。

地方交付税で 2,445 万 8,000 円の減額となります。特別交付税分について実績による整理となります。交付額は 1 億 8,204 万 2,000 円でありました。

分担金及び負担金、分担金、農林水産業費分担金、農業費分担金で 142 万 3,000 円の減額となります。事業量の減少による整理となります。

使用料及び手数料、手数料、教育手数料で 190 万円の減額となり、実績による整理となります。

国庫支出金、国庫補助金、衛生費補助金で 518 万 3,000 円の追加となります。補助金名の変更に伴い、実績による整理となります。

道支出金、道補助金、農林水産業費補助金で 28 万 7,000 円の減額となります。事業量の減少により、実績による整理となります。

教育費補助金で 9 万円の追加となります。当初予定のない補助事業の交付決定による整理となります。

委託金、衛生費委託金で 987 万 8,000 円の減額となり、実績による整理となります。

33 ページ、財産収入、財産売払収入、不動産売払収入で 330 万 4,000 円の追加となります。立ち木売り払い代の実績による整理となります。

寄附金、一般寄附金で 158 万 8,000 円の追加となります。ふるさと応援寄附金等の整理となります。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で 1,559 万 3,000 円の追加となります。執行予算の整理となります。

諸収入、雑入で 6,003 万円の減額となり、実績による整理となります。

町債、衛生債で 130 万円の減額となり、実績による整理となります。

土木債で 740 万円の減額となり、こちらも実績による整理となります。

給与費明細書につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

第 1 表の歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略をいたします。

28 ページ、第 2 表、地方債補正は変更で、保健センター屋根葺替・外壁塗装事業、限度額 1,050 万円を限度額 920 万円に、町道滝之町中島 1 号線道路整備事業、限度額 1,210 万円を限度額 470 万円とするものであります。

次に、議案第 30 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 28 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は「第 1 表 歳入予算補正」による。

専決処分は、平成 29 年 3 月 31 日となります。

43 ページ、事項別明細書、歳出から説明をいたします。保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費では財源区分の変更で、一般財源を 980 万 2,000 円減額し、特定財源を国庫支出金で 453 万円の追加、道支出金で 527 万 2,000 円を追加するもので、実績による整理となります。

歳入では、国庫支出金、国庫負担金、療養給付費等負担金で 453 万円を追加すること、道支出金、道補助金、特別調整交付金で 527 万 2,000 円を追加すること。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 980 万 2,000 円を減額することで、いずれも実績による整理となります。

第 1 表の歳入予算補正については、ただいま説明した内容の再掲ですので、説明は省略をいたします。

議案第 31 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 28 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額 4,323 万 9,000 円に歳入歳出それぞれ 144 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,468 万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の日付は、平成 29 年 3 月 31 日であります。

49 ページの事項別明細書、歳出から説明をいたします。納付金、後期高齢者医療納付金で 144 万 1,000 円の追加となります。広域連合の賦課推計より実質賦課額が上回ったことによる整理となります。

歳入では、保険料、後期高齢者医療保険料、特別徴収保険料で 144 万 1,000 円の追加となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲ですので、説明は省略をいたします。

議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 28 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は「第 1 表 歳入予算補正」による。

専決処分の日付は、平成 29 年 3 月 31 日となります。

55 ページ、事項別明細書、歳出から説明をいたします。保険給付費、介護サービス等諸費では財源区分の変更で、一般財源を 303 万円減額し、特定財源を 303 万円追加するもので、実績による整理となります。

歳入では、保険料、介護保険料、第 1 号被保険者保険料で 303 万円の減額となります。実績による整理となりますが、内訳は現年度分特別徴収保険料で 360 万円の減額、現年度分普通徴収保険料で 26 万円の追加、滞納繰り越し分普通徴収保険料で 31 万円の追加となります。

国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金で 221 万 5,000 円の追加となります。実績による整理となります。

国庫補助金、調整交付金で 81 万 5,000 円の追加となります。実績による整理であります。

第 1 表の歳入予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲ですので、説明は省略をいたします。

議案第 33 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要

するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 28 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額 2 億 1,564 万 6,000 円から歳入歳出それぞれ 100 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1,464 万 6,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

専決処分の日付は、平成 29 年 3 月 31 日であります。

62 ページ、事項別明細書、歳出から説明をします。集落排水事業費、集落排水総務管理費、集落排水施設管理費で 100 万円の減額となります。執行残の整理となります。

集落排水施設費、集落排水整備費では、財源区分の変更となります。地方債の限度額変更に伴う予算の整理となります。

歳入では、町債、集落排水債で 100 万円の減額となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲ですので、説明は省略します。

59 ページ、第 2 表、地方債補正は変更で、農業集落排水機能強化事業、限度額 3,160 万円を限度額 3,060 万円とするものであります。

議案第 34 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 29 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額 40 億 2,400 万円に歳入歳出それぞれ 37 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40 億 2,437 万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分は、平成 29 年 4 月 5 日となります。

68 ページの事項別明細書、歳出から説明をいたします。総務費、企画費で 37 万円の追加となります。行政情報システム運用管理事業となりますが、滝四の自治会の国道 453 号線形改良工事に伴い、支障となる光ケーブル移転工事に要する経費計上となります。こちらは、3 月の 16 日付で北電サービスから通知を受け、5 月 15 日までに移転完了を求められたことによるものであります。

歳入では、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で 37 万円の追加となります。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲でありますので、説明は省略をいたします。

議案第35号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成29年度壮瞥町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額40億2,437万円に歳入歳出それぞれ3,029万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億5,466万6,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分は、平成29年4月18日となります。

事項別明細書、歳出から説明をいたします。75ページになります。今回の補正につきましては、4月18日の暴風警報発令に伴う暴風による被害対応分となります。災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、道路橋梁河川災害復旧費で830万円の追加となります。町道幸内上幸内線ほか2路線の路肩修繕、関内蟠溪線ほか14路線の側溝土砂上げや路面清掃、町道上久保内蟠溪線ほか10路線の倒木処理、幸内川の土砂上げと法面整形に要する経費の計上となります。

農林水産施設災害復旧費、農林水産災害復旧費で620万円の追加となります。滝之町3地区及び下久保内地区の農業用排水路法面の補修と立香地区農業用排水路等の土砂上げ、東湖岸林道等の倒木処理に要する経費の計上となります。

文教施設災害復旧費で618万6,000円の追加となります。地域交流センター屋根修繕に380万円と各学校施設の修繕等に要する経費の計上となります。

その他公共施設・公用施設災害復旧費で961万円の追加となります。旧滝之町保育所建物の屋根、壁の損壊、蟠溪地区国立公園看板の倒壊、壮瞥公園や洞爺湖半ベンチ、森と木の里センターなどの町有地などにおける倒木の処理、それから合同事務センター物置の倒壊、建部団地、ほくと団地内の街路灯の倒壊などの復旧、また壮瞥地デジ放送局発電機監視などに要する経費の計上となります。

歳入では、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で3,029万6,000円の追加となります。

なお、建物等の被害については保険適用について申請をしており、保険金額確定後に改めて補正予算を計上することとしてございます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲ですので、説明は省略をいたします。

あわせて、被害調査の結果について簡単に説明をしておきますが、農業被害に係る分について被害農家戸数では 38 戸であります。被害の内容につきましては、ハウスの全壊が 28 棟、またハウスの半壊が 30 棟、ハウスのビニールのみ被覆の被害が 29 棟ございます。また、倉庫、物置等の被害が 13 棟、それから雨よけサランボの施設について 1 棟の被害があったということで結果報告をさせていただきます。

次に、議案第 36 号 工事請負契約について。

平成 29 年 5 月 8 日、指名競争入札に付した国道 453 号農業集落排水管路施設移設工事について別紙のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 号第 5 号の規定によって議会の議決を求める。

契約の目的、国道 453 号農業集落排水管路施設移設工事。契約の方法、指名競争入札。契約金額 6,685 万 2,000 円。契約の相手方、道栄・壮建特定建設工事共同企業体、代表者、有珠郡壮瞥町字滝之町 283 番地、道栄建設株式会社代表取締役、小田由三、構成員、有珠郡壮瞥町字滝之町 423 番地の 26、壮建興業株式会社代表取締役、高橋美智彦。

この工事につきましては、今年度北海道開発局が予定している国道 453 号線形改良工事に伴い、支障となる農業集落排水管路等を移設するものであります。今回の指名競争入札に付した業者につきましては、全部で 5 社ございますが、うち 4 社につきましては単独の指名であります。今回の落札率につきましては、95.75%となっております。

次に、議案第 37 号 平成 29 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 3 号）についてであります。

平成 29 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額 40 億 5,466 万 6,000 円に歳入歳出それぞれ 290 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40 億 5,756 万 6,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

81 ページの事項別明細書、歳出から説明をいたします。土木費、道路橋梁費、道路新設改良費で 290 万円の追加となります。町道滝之町中島 1 号線補償調査委託料となりますが、昨年度の用地確定調査において補償対象物件が新たに判明したことにより、早期に調査を実施しなければ用地交渉に支障を来すことから、調査経費の計上となります。

歳入では、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で 290 万円の追加となります。

第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲でありますので、説明は省略をいたします。

以上が今臨時会に提案いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（松本 勉君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第 3 のうち、議案第 26 号 固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 26 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号 固定資産評価員の選任については原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 3 のうち、議案第 27 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 27 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 3 のうち、議案第 28 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 28 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 28 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 3 のうち、議案第 29 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出全体について一般４ページから一般６ページまで質疑を受けます。

１番、佐藤 恣君。

○１番（佐藤 恣君） ３４ページの保健衛生費、温泉管理費について伺います。

今回地熱資源開発調査事業の委託料が大幅に６,２０１万６,０００円減額ですけれども、たしか当初予算では７,３８０万の予算計上していたと思うのです。そうしますと予算計上に対して大幅な減額になっておりますけれども、このような大きな差が出たのはどこに要因があるのか、予算計上が間違っていたのか、過大だったのか、そのようなことについて質問したいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

地熱資源開発調査の関係だったのですけれども、こちらは実は去年の６月に補正予算で計上したものでございまして、計上したときに１億５００万ということで計上させていただきました。もともと余り基礎資料もなかったわけなのですけれども、当初はその調査規模からいって大体１億円ぐらいの規模になるだろうということで想定といいますか、設計をしまして予算を組みました。実際東京のＪＯＧＭＥＣのほうに申請に行ったわけなのですけれども、その中でいろいろと事業費を精査というか、圧縮というところで、最終的には設計としましては大体７,８００万くらいということで組んだのですけれども、実際入札を行ったところ４,２９８万４,０００円で落札したということでございまして、特に予算が間違っているとということではなくて、設計に対して入札した結果４,２９８万４,０００円ということで落札したということでございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、歳入全体について一般１ページから一般３ページまで。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、給与費明細書について。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、第１表、歳入歳出予算補正及び第２表、地方債補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 29 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 29 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 3 のうち、議案第 30 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 30 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 30 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 3 のうち、議案第 31 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 31 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 31 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 3 のうち、議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 32 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 3 のうち、議案第 33 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 33 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 3 のうち、議案第 34 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 34 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 34 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 3 のうち、議案第 35 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。質疑ございませんか。

6 番、加藤正志君。

○6 番（加藤正志君） 私は、75 ページ、その他公共施設・公用施設災害復旧費の合同事務センター物置設置工事についてちょっとお伺いしたいのですけれども、確認なのですけ

れども、現在の物置、今現在どのような活用がなされているのか、その内容について伺いたいのと、この施設の今後の活用についての考え方について、必要性があるのかなと。前段の質問に対してちょっと関連するのですけれども、今高齢者事業団が活用しているのかなというふうに私は思っているのですけれども、高齢者事業団の活動内容をいろいろと聞かせていただくと、今年度で一応とりあえず事業をやめて、来年度閉鎖するような方向性でいるのかなというふうに受けとめているのですけれども、であればこの物置という必要性もいかなものかなということで質問したいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

合同事務センター横の物置の関係だったのですけれども、実は車庫が2棟ございまして、現在どのような使われ方ということだったのですけれども、1棟には廃家電、テレビとか冷蔵庫以外の廃家電のストック場所として使ってございました。テレビ、冷蔵庫とかはリサイクル法に基づいて処分はできないのですけれども、それ以外のトースターですとか、パソコンですとか、そういったようなものを、今山美湖と久保内出張所にそういうボックスがあるのですけれども、そこに集まったやつを持ってきてためておく施設として使っておりました。1年に1回か2回、業者さんのほうに持っていくわけなのですけれども、そのストック場所として使っていたのと、もう一棟は、議員おっしゃるとおり事業団の軽トラックを入れておりました。ただ、あそこに事業団の軽トラックを入れた経緯はちょっと把握はしていなかったのですけれども、もともとは家庭系でなくて事業系の瓶、缶、ペットボトルのストック場所として用意をしていたのですけれども、事業団のほうの軽トラックを入れるということで、本当は入れるべきものを、隣にもう一つ物置があるのですけれども、そこに無理やりというわけではないのですけれども、そこに入れて何とか何とか対応していたような実態があります。

今後必要なのかというご質問だったのですけれども、おっしゃるとおり事業団はなくなるといいますか、入れていた車ももう入れる必要がなくなるわけなのですけれども、そこを本来の目的というか、事業系の瓶、缶、ペットボトルのストックヤードとして活用したいということを考えておりました、2棟同じように復旧できたらなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 6番、加藤正志君。

○6番（加藤正志君） 内容はわかりましたけれども、今後事業団が廃止するかどうかはまた来年にならないとわからぬ部分あるかと思うのですけれども、そのときに今の施設は利用されないですね、ほかに移って、事業団はどこかの形で、再開する可能性があればですよ、そしたらどこか別な施設に移って運営されていくのかなと思っているのですけれども、そのときにまたこういう物置の必要性が出てくるのかなと思っておりまして、であれば2棟のうち1棟だけでもつくっておいて、2棟建てるわけですよ、今回。です

から、その１棟だけでもよろしいのではないかと、そして今後事業団がこしは運営されま
すよね、来年に向けてはまだ保留的な部分になる可能性があるというふうに私は受けとめ
ているのですけれども、もし来年再開するとなると、今の事業団が使われているところは
利用されなくなるわけですから、どちらかの場所で活動していくときにそういう物置もま
た必要になるのではないかという思いで、そのときにその１棟を今の予算の中でそこ向け
て活用すればいいのかなというふうに私自身は思っているものですから、その辺について
お伺いしておきたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、副町長。

○副町長（杉村治男君） 私のほうからお答えをいたしますが、事業団のあり方について
は一応解散するということが決議されたということで聞いておりますので、そこはちょっ
とおいておいて、新たな体制で今検討中であるということでご理解いただきたいと思います。
今回の被災を受けた建物は、一応災害の復旧をするという前提で保険の申請も今して
ございますので、その点をご理解いただきたいのと、あわせて事業系ですとか廃家電の
関係のストック場所としても必要だという認識を持っていただいて、復旧したいのだとい
うことでご理解いただきたいと思います。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 35 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 35 号 専決処分承認を求めることについては原案のとおり承認する
ことに決定いたしました。

日程第 3 のうち、議案第 36 号 工事請負契約についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 36 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 36 号 工事請負契約については原案のとおり可決されました。

日程第 3 のうち、議案第 37 号 平成 29 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 37 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 37 号 平成 29 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 3 号）については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（松本 勉君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成 29 年壮瞥町議会第 1 回臨時会を閉会いたします。

（午前 11 時 00 分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員